

3 生衛第 22386 号
令和 3 年 6 月 1 日

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課長 殿

香川県健康福祉部長

香川県ナシフグ取扱要綱の一部改正について

香川県ナシフグ取扱要綱（平成 10 年制定）について、別添のとおり一部改正をしたのでお知らせします。

要綱の改正の趣旨等については下記のとおりです。

記

1 改正の趣旨

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及び卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）が改正されたことに伴い、要綱で定める産地証明団体の資格を改める等所要の改正を行ったものである。

2 改正内容

- （1）卸売市場の開設が許可制から認定制に改められたことに伴い、第 5 条第 2 号中「第 55 条に基づく許可」を「第 13 条に基づく認定」に改めた。
- （2）卸売市場における卸売業務の許可制が廃止されたことから、第 5 条第 3 号の規定を改め、『食品衛生法に基づく魚介類競り売り営業の許可を受けた者であって、中央卸売市場又は地方卸売市場において卸売業者として業を行うもの』を規定した。
- （3）その他、所要の改正を行った。

3 施行期日

令和 3 年 6 月 1 日

改正後	改正前
(産地証明団体の資格) 第5条 略 (1) 略 (2) 漁業協同組合（以下「漁協」という。）であって、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条に基づく認定を受けた者 (3) 前2号に掲げるもののほか食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定に基づく許可（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第5号の営業に限る。）を受けた者であって、卸売市場法第4条第1項又は第13条第1項の規定に基づく認定を受けた卸売市場において、同法第2条第4項に規定する卸売業者として業を行うもの 附 則 この要綱は、平成10年9月30日から施行する。 附 則 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成17年3月7日から施行する。 附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。	(産地証明団体の資格) 第5条 産地証明団体は、次の各号のいずれかに該当する者でなければなら ない。 (1) 県漁連 (2) 漁業協同組合（以下「漁協」という。）であって、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条に基づく許可を受けた者 (3) 前2号に掲げるもののほか卸売市場法第15条第1項又は同法第58条第1項の規定に基づく許可（卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第6条第2号又は卸売市場法施行条例施行規則（昭和46年香川県規則第59号）第5条第2号の許可に限る。）を受けた者 附 則 この要綱は、平成10年9月30日から施行する。 附 則 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成17年3月7日から施行する。 附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。